

(平成21年11月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年11月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月から41年3月まで

私の父親は、家族5人（父親、母親、兄、妹、私）の国民年金手帳を管理し、国民年金保険料も納付してくれていた。

申立期間当時、自宅へ市の集金人が国民年金保険料を集金に来ており、父親が家族全員の保険料を1年間分まとめて納付していたはずである。

父親は既に他界しており、当時のことを確認することはできないが、他の家族は国民年金の被保険者期間に国民年金保険料の未納は無いので、私だけ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、すべて国民年金保険料を納付している上、国民年金と厚生年金保険の切替えを適正に行っている。

また、申立期間当時、申立人と同居していたその両親及び兄は、国民年金保険料の徴収が始まった昭和36年4月から、その妹も20歳に到達した40年12月から家業を法人化するまでの間、保険料が納付済みとなっているほか、申立人とその兄の昭和41年度から46年度までの国民年金保険料の納付日は同日である上、各年度の4月中に前納されているなど、納付意識の高い一家であったことがうかがわれ、申立人のみ、国民年金の加入手続を行いながら被保険者資格取得直後から2年以上にわたり国民年金保険料を納付しないのは不自然である。

さらに、申立人の兄の社会保険庁のオンライン記録は、申立期間の直前の昭和37年度の国民年金保険料が未納となっているものの、その兄は、当該期間の保険料の領収証書を所持しており、現在、未納から納付済みへの記録訂正を社会保険事務所に届け出ていることから、申立人の家族に係る行政の記録管理が適正に行われていなかったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は22年3月20日であると認められることから、申立人の被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和19年10月から22年2月までの標準報酬月額については、600円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間②及び③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和22年4月1日、同社B営業所における被保険者資格の喪失日に係る記録を25年6月1日に訂正し、22年3月の標準報酬月額を600円、25年5月の標準報酬月額を8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②及び③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から22年3月20日まで
② 昭和22年3月20日から同年4月1日まで
③ 昭和25年5月30日から同年6月1日まで

私は、戦前の昭和13年3月10日にA社に入社し、55年3月31日に定年退職するまでの間、同社に継続して勤務していた。

しかし、厚生年金保険料の拠出が始まった昭和19年10月1日から21年5月15日までの陸軍応召期間とA社に復員後の記録が無い上、同社のB営業所からC支店に転勤した25年5月の記録が漏れている。

復員後の昭和21年10月の家計簿を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険庁のオンライン記録では、申立人がA社において、厚生年金保険に加入した記録は確認できなかったが、同社発行の退職金計算書から、申立人が、昭和13年3月10日から55年3月31日までの期間に同社に継続して勤務していることは確認できる。

また、厚生年金保険制度が始まった昭和19年6月1日から22年3月20日までの期間の同社に係る社会保険庁の厚生年金保険被保険者名簿において、当該期間と同一期間に、申立人と名は異なるものの同姓で同じ生年月日の「D」という人物の記録がある。

しかし、A社では、「昭和19年1月から22年3月までの期間に、申立人と同じ生年月日のDという名の職員は確認できない。」としている上、元同僚も「申立人と同姓で、同じ生年月日の人物は知らない。」と供述している。

また、従軍^{しょう}証明書により、申立人が、昭和19年4月4日から21年5月15日までの期間に陸軍に従軍していたことが確認できるところ、社会保険庁の厚生年金保険被保険者名簿の「D」の記録には、旧厚生年金保険法第59条の2の規定（厚生年金保険の被保険者であった期間中の応召期間のうち、昭和19年10月1日から22年5月2日までの期間について、事業主及び被保険者からは厚生年金保険料を徴収しないが、年金額を計算する場合、厚生年金保険被保険者期間とする旨の規定）を適用すること、及び当該規定を21年7月1日から不該当として厚生年金保険料の徴収が開始された旨の記載があり、申立人の応召期間とほぼ一致する。

さらに、社会保険庁が保管する厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、D氏の標準報酬月額から、厚生年金保険料、健康保険料及び所得税を控除した額が、申立人から提出のあった昭和21年10月分の家計簿に記載のある給料の額とおおむね一致する。

これらを総合的に判断すると、申立期間①については、申立人が昭和19年6月1日（被保険者期間に算入される期間は、厚生年金保険法が施行され、厚生年金保険料の徴収が開始された昭和19年10月1日からである。）から22年3月20日までの期間は、A社において厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

また、昭和19年10月から22年2月までの期間の標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保険者名簿の記録から、600円とすることが妥当である。

2 申立期間②及び③については、前記退職金計算書から、申立人が同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立期間②及び③について、同社は、「申立人は正社員として継続勤務しており、当該期間は厚生年金保険の被保険者として保険料を控除していたと考えられる。」としている。

加えて、同社は、「平成13年4月から厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の手続を本社で一括処理するようになるまでは、各支店で行っていた

ため、従業員の転出入に伴う厚生年金保険の手続が適正に行われていなかった可能性もある。」としていることから、申立人は、A社において、同社B営業所で被保険者資格を取得した日と同日の昭和22年4月1日に資格を喪失し、同社C支店で被保険者資格を取得した日と同日の昭和25年6月1日に同社B営業所で資格を喪失したものと認められる。

また、申立期間②及び③の標準報酬月額については、昭和22年2月の社会保険庁の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から、22年3月は600円、25年4月の社会保険庁の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から、25年5月は8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②及び③について、事業主が、申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 8 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月から同年 10 月まで
申立期間を含む昭和 62 年ごろ、A 市 B 区に住んでおり、会社を辞めた同年 8 月に B 区役所で国民年金の加入手続を行い、毎月、B 区役所の窓口で国民年金保険料を納付していたのに、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 8 月に A 市 B 区に転居した際、同区役所で国民年金の加入手続を行い、毎月、国民年金保険料を納付したとしているが、戸籍の除票上では、申立期間当時、C 郡 D 町（現在は、E 市に編入されている。）に住所地があり、制度上、A 市において国民年金の加入手続を行うこと、及び同市 B 区役所の窓口で国民年金保険料を納付することはできない上、申立人の国民年金手帳記号番号****-*****の記号「****」は、C 郡 D 町を管轄していた F 社会保険事務所の記号であり、申立人の国民年金手帳記号番号は F 社会保険事務所が払い出したものとするのが自然である。

また、社会保険庁のオンライン記録及び E 市の保管する「国民年金被保険者台帳」により、申立人は、平成 2 年 1 月 5 日に初めて国民年金第 1 号被保険者の資格を取得したことが確認できる。

さらに、社会保険事務所の保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 2 年 8 月ごろに払い出されており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間は未加入期間である上、申立人が国民年金の加入手続を行ったとみられる平成 2 年 8 月の時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。